

議案第 1 1 号

向日市行政不服審査法施行条例の制定について

向日市行政不服審査法施行条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する向日市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所管事項)

第3条 審査会は、市長の諮問に応じ、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審査会は、5人以内の委員で組織する。

(委員)

第5条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。
- 8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第8条 委員は、法第43条第1項の規定により諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(会議の非公開)

第9条 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、市長の事務部局において処理する。

(運営に関する事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(審理員の秘密保持)

第12条 第5条第6項の規定は、法第9条第1項に規定する審理員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員でない場合に限る。）について準用する。

(交付の求め)

第13条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第17条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第14条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(手数料)

第15条 法第38条第6項において読み替えて適用する法第38条第4項（地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条第1項、土地改良法（昭和24年法律195号）第98条第7項及び第111条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定による交付に係る手数料（以下「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(手数料の減免)

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め一件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第17条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行後最初の審査会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（準備行為）

第3条 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2 第5条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(向日市情報公開条例の一部改正)

第4条 向日市情報公開条例（平成11年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「規定による決定」の次に「又は公開請求に対する不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書及び同条第2項に規定する意見書の写し（反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(審理員の除外)

第15条の2 公文書の公開決定又は公開請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第20条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(意見の陳述)

第20条の2 審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあつた場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(向日市個人情報保護条例の一部改正)

第5条 向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部

を次のように改正する。

第31条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「規定する決定」の次に「又は不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第2号中「するとき」の次に「（当該開示請求に係る全部の開示又は全部の訂正等の裁決について、反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）」を加え、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（審理員の除外）

第31条の2 開示決定、訂正等決定又は開示請求、訂正等の請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第32条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第33条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第33条の次に次の1条を加える。

（意見の陳述）

第33条の2 審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えること

が困難であると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（向日市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第6条 向日市固定資産評価審査委員会条例（昭和27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1

項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 1 4 条を第 1 6 条とし、第 1 3 条を第 1 5 条とし、第 1 2 条を第 1 4 条とする。

第 1 1 条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加え、同条を第 1 3 条とする。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第 1 0 条中「前 2 条」を「第 7 条から第 9 条まで」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

(手数料の額等)

第 1 0 条 法第 4 3 3 条第 1 1 項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 3 8 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、法第 4 3 3 条第 1 1 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 3 8 条第 1 項に

規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付の場合は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

（手数料の減免）

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がなないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(向日市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 附則第6条の規定による改正後の向日市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中個人情報保護審議会の委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会の会長	日額	9,000円
同 委員	日額	9,000円

第10条 向日市費用弁償条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(9) 行政不服審査法第34条又は第74条の規定により出頭した参考人又は鑑定人

（向日市職員の給与に関する条例の一部改正）

第11条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の6第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

（向日市税条例の一部改正）

第12条 向日市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立に関する者」を「審査請求に関するもの」に、「もしくは」を「若しくは」に、「本条」を「この条」に改める。

（向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第13条 向日市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「異議申立」を「審査請求」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「異議申立」を「審査請求」に改める。

〈参 考〉

向日市情報公開条例の一部改正（附則第4条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(<u>審査請求</u>があった場合の手続)</p> <p>第15条 実施機関は、第12条第1項の規定による決定又は公開請求に対する不作為について、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該<u>審査請求</u>が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、向日市情報公開審査会に当該<u>審査請求</u>に対する _____ 裁決について諮問しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書及び同条第2項に規定する意見書の写し（反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく、当該<u>審査請求</u>に対する _____ 裁決をしなければならない。</p> <p>(<u>審理員の除外</u>)</p>	<p>(<u>不服申立て</u>があった場合の手続)</p> <p>第15条 実施機関は、第12条第1項の規定による決定 _____ について、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該<u>不服申立て</u>が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、向日市情報公開審査会に当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>について諮問しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>をしなければならない。</p>
<p>(<u>審査会の審議手続</u>)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、審査会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(<u>意見の陳述</u>)</p> <p>第20条の2 <u>審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあった場合には、当該申立てをした者</u></p>	<p>(<u>審査会の審議手続</u>)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、審査会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 略</p>

(以下この条において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

向日市個人情報保護条例の一部改正（附則第5条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>(審査請求があった場合の手続)</u></p> <p>第31条 実施機関は、第19条第1項若しくは第2項又は第29条各項に規定する決定又は不作為について、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の規定に基づく<u>審査請求</u>があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、次条第1項に規定する向日市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該<u>審査請求</u>に対する _____ 裁決について諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に対する _____ 裁決で、開示請求に係</p>	<p><u>(不服申立てがあった場合の手続)</u></p> <p>第31条 実施機関は、第19条第1項若しくは第2項又は第29条各項に規定する決定 _____ について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の規定に基づく<u>不服申立て</u>があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、次条第1項に規定する向日市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>について諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>で、開示請求に係</p>

る決定（開示の請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。）又は訂正等の請求に係る決定（訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部の開示又は訂正等をするとき（当該開示請求に係る全部の開示又は全部の訂正等の裁決について、反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく、同項に規定する審査請求に対する_____裁決をしなければならない。

（審理員の除外）

第31条の2 開示決定、訂正等決定又は開示請求、訂正等の請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（向日市個人情報保護審査会）

第32条 前条に規定する審査請求に対する_____裁決について審査するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として向日市個人情報保護審査会を設置する。

2～5 略

（審査会の審査手続）

第33条 略

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対して、審査会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（意見の陳述）

第33条の2 審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機

る決定（開示の請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。）又は訂正等の請求に係る決定（訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示又は訂正等をするとき_____。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

（向日市個人情報保護審査会）

第32条 前条に規定する不服申立てに対する決定又は裁決について審査するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として向日市個人情報保護審査会を設置する。

2～5 略

（審査会の審査手続）

第33条 略

2 審査会は、必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対して、審査会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

向日市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第6条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>（審査の申出）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人</u>がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>（審査の申出）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p>

(書面審理)

第6条 略

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 略

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付の場合は、用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由

(書面審理)

第6条 略

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 略

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部改正（附則第9条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																								
<p>別表 特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護審議会の会長</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会の会長</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職名	報酬額	略		個人情報保護審議会の会長	日額 9,000円	同 委員	日額 9,000円	行政不服審査会の会長	日額 9,000円	同 委員	日額 9,000円	略		<p>別表 特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護審議会の会長</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職名	報酬額	略		個人情報保護審議会の会長	日額 9,000円	同 委員	日額 9,000円	略	
職名	報酬額																								
略																									
個人情報保護審議会の会長	日額 9,000円																								
同 委員	日額 9,000円																								
行政不服審査会の会長	日額 9,000円																								
同 委員	日額 9,000円																								
略																									
職名	報酬額																								
略																									
個人情報保護審議会の会長	日額 9,000円																								
同 委員	日額 9,000円																								
略																									

向日市費用弁償条例の一部改正（附則第10条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>第1条 略 (1)～(8) 略 <u>(9) 行政不服審査法第34条又は第74条の規定により 出頭した参考人又は鑑定人</u></p>	<p>第1条 略 (1)～(8) 略</p>

向日市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第 1 1 条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第 1 5 条の 6 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第 1 5 条の 6 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条又は第 4 5 条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

向日市税条例の一部改正（附則第 1 2 条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 1 8 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求に関するものを除く。</u>）又は納付<u>若しくは</u>納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 1 8 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立に関する者</u>を除く。）又は納付<u>もしくは</u>納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p>

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（附則第13条関係）

新 旧 対 照 表

改	正	現	行
(審査請求)	第26条 市の <u>行う</u> 非常勤消防団員等の死亡、負傷又は <u>疾病が公務又は</u> 消防作業等に従事し、 <u>若しくは</u> 救急業務に協力し、 <u>又は</u> 応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、 <u>審査請求</u> をすることができる。	(異議申立)	第26条 市の <u>行なう</u> 非常勤消防団員等の死亡、負傷 <u>または</u> 疾病が公務 <u>または</u> 消防作業等に従事し、 <u>もしくは</u> 救急業務に協力し、 <u>または</u> 応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、 <u>異議申立</u> をすることができる。